



保医発0131第2号  
平成31年1月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等  
の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成31年2月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 Iの3の075(1)を次のように改める。

高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの025(1)③中「内套針及び外套」を「内套針及び外套又は内套及び外套針」に改める。
- 2 別表のⅡの025(3)②ウ中「内套針」を「内套針又は外套針」に改める。
- 3 別表のⅡの078(1)①中「又は「吸収性骨再生用材料」」を「、「吸収性骨再生用材料」又は「ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料」」に改める。
- 4 別表のⅡの078(3)⑦中「次のいずれにも該当すること。」を「次のいずれにも該当すること。(なお、ヒト同種骨組織由来の材料については、オについても該当すること。)」に改める。
- 5 別表のⅡの078(3)⑦イ中「又は円柱状等の単純形状」を「、円柱状、ブロック状又はペースト状等の形状」に改める。
- 6 別表のⅡの078(3)⑦に次を加える。  
オ ヒト脱灰骨基質及びグリセロールから構成されていること。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～069, 070, 071 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) <u>高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>076～201 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～069, 070, 071 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) <u>高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>076～201 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～119 (略)</p> <p>025 套管針カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>内套針及び外套又は内套及び外套針</u>により構成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② シングルルーメン・細径穿刺針型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>内套針又は外套針</u>の先端が鋭角であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>026～077</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 定義</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～024 (略)</p> <p>025 套管針カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>内套針及び外套</u>により構成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② シングルルーメン・細径穿刺針型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>内套針</u>の先端が鋭角であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>026～077</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 定義</p>

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「脊椎ケージ」、「吸収性骨再生用材料」又は「ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料」であること。

②～③ （略）

(2) （略）

(3) 機能区分の定義

①～⑥ （略）

⑦ 汎用型・吸収型（多孔体・蛋白質配合型）

次のいずれにも該当すること。（なお、ヒト同種骨組織由来の材料については、オについても該当すること。）

ア 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。

イ 立方体状、直方体状、円柱状、ブロック状又はペースト状等の形状を有するものであること。

ウ 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。

エ コラーゲンが配合されていること。

オ ヒト脱灰骨基質及びグリセロールから構成されていること。

⑧～⑱ （略）

079～201 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「脊椎ケージ」又は「吸収性骨再生用材料」であること。

②～③ （略）

(2) （略）

(3) 機能区分の定義

①～⑥ （略）

⑦ 汎用型・吸収型（多孔体・蛋白質配合型）

次のいずれにも該当すること。

ア 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。

イ 立方体状、直方体状又は円柱状等の単純形状を有するものであること。

ウ 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。

エ コラーゲンが配合されていること。

（新設）

⑧～⑱ （略）

079～201 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）